

有罪
被告人を懲役6年6月に処する

事実認定について

論点①:被害者は現場から立ち去ろうとしていたのか?

<目撃者の証言> 立ち去ろうとしていたように見えた

<被告人の妻の証言> ぼーっとしていたので見ていない。

<被告人の証言> 一息ついてまた殴ってきそうだった。つまり立ち去るようには見えなかった。

⇒被害者は被告人に対して背を向けており、また被害者と被告人との距離は2メートルもあった点を考慮すると、被害者が被告人に対して更なる暴行を加える意思があったとは推察できない。また被害者・被告人・被告人の妻という三者の立ち位置からしても、被害者が被告人の妻に対して新たに暴行を働く意思があったとは推測できない。

論点②:被告人が被害者を刺す直接的な原因は何だったのか?

<目撃者の証言> 被害者が被告人に対して『かっこつけやがって』という言葉が発した事

<被告人の妻の証言> 暴行を止めようとした当時妊娠3ヶ月の妻に対して被害者が突き飛ばす
という行為に及んだ事

⇒被害者が被告人の妻を突き飛ばし、その後立ち去る際に『かっこつけやがって』という言葉が発している、という時系列から鑑みて、被告人が被害者を刺す直接的なきっかけとなったのは被害者が被告人を侮辱したこの発言にあったと思われる。

正当防衛の要件についての考察

論点①:「急迫不正の侵害」は存在したか?

<被告人の証言> 被害者の被告人に対する暴行の程度は激しく、被告人とその妻を守るためには被害者を刺す以外の選択肢はもはや存在しなかった。

被害者は一息ついてまた殴ってきそうな勢いだった。

⇒確かに、電車内での諍いを発端とした一連の過程をみても、被害者の行動は常軌を逸したものがあつた。被告人を階段から突き落とした後もなお継続して暴行を加え続けているという点からしても、被害者の行動は被告人にとっておよそ予測不可能なものであつたといえる。しかし被害者は被害者に暴行を加えた後、『かっこつけやがって』という言葉が発せられ、被告人に対して背を向けており、この時点では侵害行為が中断している。過去の侵害に対しての仕返しや、将来予想される侵害に対して先手を打つような場合には急迫性は認められないという事を考慮すると、被告人及びその妻の生命になお危険が切迫していたとは言い難い。

論点②：「自己又は他人の権利を防衛するため」の行為であつたか？

⇒防衛の意思の要否に関しては学説の対立が見られる。

防衛の意思不要説によると、防衛意思は反射的に行われることが多いので急迫不正の侵害を認識しつつ、それを避けようとする単純な心理状態で足りるとする。

一方の防衛の意思必要説によると、防衛の動機・目的が必要であるとする。

本件においては殺意を認めるという被告人の証言からも明らかのように、被告人には防衛の意思ではなく専ら攻撃しようという積極的加害意思があつたと推測される。

論点③：「止むを得ずにした行為」であつたか？

⇒「必要性」と「相当性」が要求される。

まず「必要性」とは防衛行為が侵害を排除するために必要な限度であることをいう。この点。本件の被告人は現場から立ち去ろうとする被害者に対して『ちょっとまてよ』という挑発的な発言をし、被害者を呼び止め、自ら危険を誘因している。よつて他に取るべき手段がなかつたとは言い難い。

次に「相当性」とは法益の相対的権衡と防衛手段の相当性から判断されるものである。この点、前者に関しては保全すべき法益が被告人及びその妻の身体・生命であるのに対し、防衛行為によつて侵害された法益が被害者の身体・生命であつたことから法益が著しく不均衡であつたとはいえない。

しかし後者に関しては、丸腰の被害者に対して被告人が刃物を持ち出しているという事を鑑みて、相当性の範囲を逸脱したものであつたといえる。

よつて正当防衛は成立せず、また急迫不正の侵害が認められないが故に過剰防衛も成立しない。

量刑について

量刑は、懲役6年およびナイフの没収が相当であると判断しました。

目撃者と被告人ならびに被害者の間には通行人がいたため、目撃者の「被害者は立ち去ろうとしていた」との証言は信憑性を欠きます。また、証人である被告人の妻は、自分が突き飛ばされた直後に被告人が被害者を刺したように思う、と証言しているものの、突き飛ばされた後はポーっとしていたとも証言しており、これも信憑性を欠きます。

被害者を「ちょっと待てよ」と呼びとめたのちに被害者を刺したとする被告人の証言から、被告人が被害者を刺した時点では被害者の被告人に対する攻撃は止んでおり、また、位置関係からみて被告人の妻に危害が加えられる可能性も低かったと考えられます。よって、被告人が被害者をナイフで刺した行為は、弁護人の主張する正当防衛にはあたりません。

「かっこつけやがって」という被害者の言葉を聞いたのち被害者を呼び止め、ナイフで刺した被告人には、殺意があったものと考えられます。よって、被告人の行為は殺人罪にあたりと判断しました。

しかし、被告人が電車乗車時に発した「邪魔」との言葉を、その後、被告人の降車時まで根に持ち、降車した被告人と妻を追って自らも降車して、場合によっては死に至る可能性のある段階で被告人を突き落としたのち、それではまだ足らず、さらに殴る蹴るの暴行を加えた被害者の行為を考慮し、懲役6年としました。

銃刀法については、犯行前日に購入したナイフを翌日になっても携帯していましたが、護身用に所持していたものではないことから、没収が相当と考えました。

検察が指摘した被告人の前科については、被告人の10年間の真面目な生活態度を考慮しないとすれば、犯罪者の完全な社会復帰は成されえないことにも繋がると考え、量刑には反映しませんでした。